

福岡県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、矢部川におけるモクズガニ、テナガエビ、アユ、コイ、ウナギの採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

ただし、福岡県内水面漁業調整規則第43条に基づく試験研究等のための採捕については、この限りでない。

平成31年2月26日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原口 勝良

1 禁止区域

矢部川の柳川市三橋町と同大和町の境界から柳川市大和町浦島橋の下流端まで

2 魚種ごとの禁止期間

モクズガニ 1月1日から8月31日まで及び11月1日から12月31日まで

テナガエビ 4月1日から9月30日まで

アユ 1月1日から5月31日まで及び10月1日から12月31日まで

コイ 4月1日から7月31日まで

ウナギ 1月1日から3月31日まで

3 指示の有効期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで